

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年9月18日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和6年9月18日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年9月18日（水） 午後3時15分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （4番）関谷 芳広 （5番）原田 政祥
（6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （9番）松田 祥治
（10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子
（14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌
（18番）横木 勉

(2)欠席者（1名）

（3番）小山 巽

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	重村 郁子
〃 農地振興係長	砂田 智子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）

議案第57号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第58号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

議案第59号 非農地判定について

報告第56号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第57号 農地法第18条（通知）

報告第58号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第59号 許可取消申請について

報告第60号 畑地造成届出について

報告第61号 農地所有適格法人報告書について

報告第62号 賃借情報

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

12番 松永 初恵委員

13番 熊安 悦子委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、時間が来ましたので、ただいまから令和6年9月の月例総会を開催いたします。

本日は、3番の小山委員が御欠席でございます。

過半数の委員が御出席でございますので、規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、まだあと1名、松田委員、若干遅れて来られます。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 （あいさつ）

それでは、議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、12番の松永委員さん、13番の熊安委員さんをお願いします。
よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第54号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案第54号、議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第54号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は、5件になります。

目的については、所有権の移転が5件です。

譲渡理由は、耕作困難が5件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第54号の1は、所有権移転の申請です。現地確認を事務局2名と原田委員と、及び申請人への聞き取りを9月11日に行いましたので報告します。

現地は、資料1ページから3ページを御覧ください。———の———から、山手に———mぐらいのところにあります。

譲渡人は、———農地を取得したが、管理に困っておられ、私のところにも相談に来られました。以前に、———の方が借りておられたと話したところ、以前の方を見つけられ譲り渡すとされ、譲受人は、1ページの申請地の———の位置に、———と書いてある———の土地、———で既に———をしておられますことから、譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されている理由により、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和条件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の保障に障害はないと考えております。

以上のことから、農地法第3条2項、各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第54号の2は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請人への聞き取りを9月11日に行いましたので、報告します。

現地は、資料5ページから8ページを御覧ください。———、———の———より、———に———mぐらいのところにあります。

譲渡人は、———農地を取得したが、維持管理が難しいので、譲り渡すとされた。

8ページの営農計画書を御覧ください。

譲受人は、譲渡人が何度も家に来られてお願いされたので、譲り受けることにしたということで

す。農地法第3条第2項、各号の農地と権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されている理由により、譲受人は耕作要件農機具保有状況から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号の、農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は、農作業を行う必要日数について農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害はないと考えております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第54号の3は、所有権移転の案件でございます。議案参考資料の9ページから12ページを御覧いただきたいと思います。

申請地は、——と——近くの市街化区域の農地になります。隣接のすぐ隣に、譲受人の——がございます。現地確認及び譲渡人聞き取り調査を9月12日に行いました。また、後日、——の譲渡人からは電話で調査しております。

本件は、譲渡人が耕作管理できないことから、以前、——年前より隣接の譲受人が営農管理していたものであり、今回、正式に所有権移転の話となり、双方の合意により申請されたものです。

あわせて、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては、全て満たされているということから問題ないものと判断しております。皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番。これは、先月、総会にかからず、保留になった案件でございます。その理由も含めて、事務局より説明させます。事務局、お願いします。

○事務局 議案54号の4についてですが、当初8月総会で審議する予定でしたが、今回の申請地に対して、過去に第3条で賃貸借契約が結ばれたままとなっておりまして、8月総会時点で合意解約の提出がなかったため、8月総会では保留となりました。

その後、土地所有者と賃借人との間で話し合いがなされ、合意解約の提出が行われたため、第3条議案として審議にかけても問題ないと判断し、今回審議にかけるものです。

なお、今回受け付けた合意解約に関しては、10月総会で報告予定です。以上です。

○藤井会長 それでは、4番、地元委員さんの説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案54号は、所有権移転の案件になります。

議案参考資料の13ページから16ページを御覧ください。

申請地は、———から———にある———mの位置にある山あいの農地———m²でございます。現地確認及び譲受人の———この場合は———なんですけれども———聞き取り調査を9月12日に行いました。それ以前、8月にも現地調査を事務局2名と石川小委員長と4名で行っております。

本件につきましては、先ほど事務局から説明がございましたとおり、8月は保留案件となっておりますけれども、合意解約を提出したということから、今回上程されたものでございます。

申請事由につきましては、譲渡人が———のため耕作できないことから、新規就農を考えていた譲受人と所有権移転の話がまとまったものでございます。

新規就農ということで、譲受人は現在、———されております。———ということで、これについては———いるということです。ということで、稼働人数につきましては一名となっておりますが、———とあと———が含まれております。

農業経験につきましては、———経験があると、今後は店で提供する野菜、かんきつ類を中心とした作付を考えているとの申立てでございました。

また、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましても、営農計画書のとおり確認しましたので、問題ないものと判断しております。

今後、軌道に乗れば、ほかにも———の中で農地を獲得して規模を拡大したいという意気込みを持っておられますので、できるだけ協力は惜しまないつもりでおります。

以上のことから、皆様の御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いいたします。

○5番 5番、原田です。議案54号の5番は、所有権移転の申請です。この議案につきましては、先月の総会で調査不十分のため、保留となった案件でございます。その後、8月18日に、譲受人から電話連絡がありまして、その後、自宅で面談を実施しましたので、それも含めて報告したいと思います。

資料につきましては、17から20ページに記載しています。19ページを開いていただきたいと思います。

申請地の——、——の部分になりますが、——宅地がありまして、——になります。ここに住宅が建っておるということで、所有権移転にこの宅地と住宅が含まれておるということで、——になるんじゃないかということで問い合わせたところ、現住所の——のほうで主で、——のほうにつきましては作業状況によって使用するということでございます。

それから、農機具につきましては、——の住所にある倉庫にファンがありまして、作業に合わせて移動するということです。

次に、20ページに営農計画書がありまして、内容について説明がありました。作目につきましては水稻ということで、ずっと前から——のほうで作っておられまして、これと合わせて水稻の作付を、来年からということになります。開始したいということです。栽培の経験はありますよということです。

面積につきましては、現在の——a、——のほうは今回——aということで、——aの栽培ということになります。

——の農地は仮登記になっているのがどうなのかということを問い合わせたところ、来月、本登記をしたいという回答がありました。

それから、農機具につきまして倉庫の中も確認させていただきまして、この営農計画書に書いてある以外に、コンバインそれから乾燥機、粃摺り機、ライスブレード、こういったものを購入されておりまして、自前でお米を製品にすることができるかなというふうに思います。できた米につきましては、自家用のほかに知り合いがありまして、今までそれに販売しておるということで、今後も同様に行っていくということを聞いております。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、倉庫があつて、機械も保有されて、労働も確保されておりまして、農地の全てを効率的に利用できると考えます。

それから、4号の農作業常時従事要件についてですが、——で稲作を行っておりまして、また、栽培されている稲につきまして確認したところ、生育も順調で問題ないと考えています。

それから、6号の地域との調和要件についてということで、対応する中で特に問題のあるような

ことはありませんでしたので、ここは問題ないと思います。

2号、3号、5号については該当しておりません。審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、議案第55号、事務局説明をお願ひします。

○事務局 議案第55号、初めに図面資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡表を御覧ください。

図面資料27ページ、35ページ、43ページの利害関係者説明状況が差し替えになります。

それでは、御説明いたします。議案書は3ページ、資料は21ページからとなります。

議案第55号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は9件です。転用事由の内訳は、太陽光発電設備が7件、太陽光発電設備への搬入路が1件、農家住宅が1件です。

受付番号1は太陽光発電設備です。資料は21ページからになります。農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、———から———mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号2は太陽光発電設備です。資料は29ページからになります。農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、———から———mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号3は太陽光発電設備です。資料は37ページからになります。農地の種別は、集団農地面積45.3haの農地で、———から———mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号4は太陽光発電設備です。資料は45ページからになります。農地の種別は集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は太陽光発電設備への搬入路です。資料は53ページからとなります。農地の種別は、集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。こちらは、許可後2年以内に原状回復予定の一時転用です。

受付番号6は太陽光発電設備です。資料は59ページからになります。農地の種別は集団農地面積48haの農地で、———から———mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

受付番号7は太陽光発電設備です。資料は67ページからになります。農地の種別は集団農地面積2.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号8は太陽光発電設備です。資料は75ページからになります。農地の種別は集団農地面積0.1haの農地で、———から——mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。

受付番号9は農家住宅です。資料は83ページからになります。農地の種別は集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1番、2番、3番、一括で説明をしていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第55号1、2、3の許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電の設備のために転用したいという申請です。3件とも、譲渡人と譲受人が同じなので、同時に進行していきます。

現地確認を9月11日に事務局2名と原田委員とで行い、行政書士にも話を聞き、———には9月12日に話を聞きましたので報告します。

議案第55号の1は、資料の21ページから28ページを御覧ください。農地の種別は第3種農地で、———から——に約——mのところ position しており、55号の2は、資料29ページから35ページを御覧ください。種別は第3種農地で、———から——に約——mのところ position している。55号の3は、資料37ページから43ページを御覧ください。農地の種別は第2種農地で、———から南東に約——mのところ position している。

譲渡人は、以前、担い手と利用権設定をしていたが、契約更新はしなかったとのこと。———には、———、現地もよく分からない状態で困っていた。譲受人により話があり、今回、話がまとまったとのこと。

隣接の土地所有者のほか、自治会長への説明承諾書につきましては、修正書を御覧ください。前は、自治会長が連合会長の名前でして、———でしたので、これはおかしいんじゃないかと言いましたら、修正を出してもらいましたので、これを御覧ください。

———は、年一回は草刈りをするとおっしゃられておりました。事業計画書及び被害防除計画書の内容につきましても特別問題点はなく、周辺農地等に関わる農地条件に障害を生じるおそれもないと思いますので、3件につきましては転用はやむを得ないと考えます。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。1番、2番、3番、一括して審議させていただきたいと思います。何か質問があれば、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番、2番、3番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、3番、承認いたします。
続きまして、4番、5番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。55号の4、45ページを御覧ください。46ページから52ページまでです。

この議案は、譲渡人が農地を譲受人である太陽光発電用地として転用したいという申請です。現地確認を9月11日、事務局2名、熊安委員、私と行いました。現地は、———のところから一のほうへ———m入ったところです。譲渡人は———に住まわれており、農地を管理するということができないので、太陽光発電に転用したいという申請です。聞き取りは、譲渡人さんに、9月15日にお話を聞きました。代理人の行政書士さんに9月17日にお話を伺いました。

そして、周辺の土地の所有者にも説明済みということで、周辺への説明状況は問題ないと思われます。草刈りについても年に一回、保全管理に努めるということです。

以上のことで、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。以上、皆様、御審議よろしくをお願いします。

もう1つの55の5です。これは、その太陽光に転用する農地に、進入、搬入するための道がないための一時転用という申請です。作業が終われば、元の農地に返すということです。以上です。
皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○18番 18番の横木ですが、52ページの一番下ですけど、自治会長さんから要望がでていますが、それに対する対応の状況とといいますか、その辺が分かれば教えてください。

○藤井会長 地元委員さん、どうですか。事務局、答えられますか。

○事務局 返答自体はこちらも聞いてはいないんですけれども、やはりこのあたり、最近問題になっている内容でもありますので、また、総会後に———のほうに対して、要望に関しては誠実に回答をいただくようにということで、改めてこちらからも———のほうに伝えていきます。

○藤井会長 よろしくをお願いします。そういうことでよろしいですか。

ほかに御意見ございませんか。

○2番 2番、石川です。道がないということなんですけど、一時転用で搬入はできると思いますが、事業が始まった後のメンテはどうされる予定なんでしょうか。

○藤井会長 事務局、答えられます。

○事務局 基本的には、メンテナンス等に対しては、赤線を通って行うものと思われます。あくまでも、今回の一時転用に関しては、重機というか、作業用車両の搬入等のための転用するということ。搬入後は、基本的には赤線を通るというのも、こちらの譲受人に関してはほかのところでもそういった申請が多いので、今回も基本的には赤線を通るものと思われます。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○4番 じゃあ、ついでに5号のほうの進入路、搬入路ですけど、これ使用貸借なんですけど、何か理由があるんですか。分かれば教えてください。

○事務局 今回、ここは所有者が別の方で、賃貸借ではなく使用貸借という理由ですか。

○4番 通常、一時転用で貸すわけでしょう。営利目的で。通常だったら賃貸借じゃないかなと思ったので。

○事務局 ここ最近、ほかの事案とかでもありましたけれども、基本的には使用貸借が多いのかなとは、最近の申請の傾向を見て感じるところはあります。ちょっと、賃貸借でない理由については、当事者間の話なので。

○藤井会長 よろしいですか。その辺を意識したことはありませんでしたけれども、今、使用貸借のケースは多いですか。

○事務局 先月も何件か出ていましたけど、いずれも使用貸借でしたし、ここ数年、ここ二、三年とかで見てもあまりちょっと、賃貸借というのは一部ありましたけれども、どちらかというと、はっきりとデータを取っているわけではないですけども、使用貸借のほうが多いのかなとは。

○藤井会長 実際にはやり取りがあるかもしれないわけですか。よろしいですか、そういうことで。それが現状らしいですから。

ほかに何か御意見があれば、どうぞ。

○5番 5番。今、進入路の話がありましたけれども、進入路に接続している道路がありますけど、何か細いような、幅が狭いような感じがするんですけど、あの道路から作業車両の出入りは大丈夫なんですか。

○事務局 作業車両は今回、一時転用の期間のみなので、その後は、作業車両に関しては基本出入りはしない。

○5番 転用のところではなくて、一時転用するところの左側のほうに道路がありますね。あそこから車両の出入りは可能なんですか。

○事務局 一応、この辺りの現地、過去にちょっと見にいったことはあるんですけども、この辺り、家とかも建っていて、たしか車両等は通行が可能だったかと思います。

○藤井会長 4mくらいの幅があるということですか。

○事務局 そうですね。

○藤井会長 地元委員さん、説明できます。

○12番 今、指摘された道は、皆さんの周辺の住宅の生活道路になっています。生活道路というか、あそこは車が通ります。太陽光のある、こっち側の道と書いてあるのは、そばがすぐ川なんで、あそこはもう、本当、全然通れません。川底が1 m以上の川底で、こちらの道と書いてありますが、そこは全然通れないので、一時的にあちらを転用ということで、仮に道路を設置したということです。

○藤井会長 今の回答では、十分工事車両が通る幅があるということですので、よろしいでしょうか。ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。すぐ南に———という川が流れておると思うんですが、ここは昔、氾濫したんじゃないかなかったですか。そういう災害に対する対策とかは今、できておられるんですか。何か氾濫したような記憶があるんだけど。

○藤井会長 地元委員さん、どうですか。

○12番 ——年ぐらい前ですか、———に、あの筋はもう、どこの川という、あちら側のほうはもう、谷川はみんな氾濫して、山が崩れて。ちょっと向こうに行ったら———がある。あの上のほうも全部、砂防ダムがたくさんできてます。

今、この前、現地調査に行ったときには、もう水も全然流れないで、その———の水路は水がないです。あの地点には水がない。

○6番 6番、倉重です。万が一のこと、そういう対策はできておるのか、確認はされた。そういう災害があったという事実を業者は知っているのか。要するに対策をしっかりといただくのかなと思っております。

○藤井会長 事務局、そこら辺はどうですか。

事務局、過去にそういった状況がある場所らしいんで、ぜひ業者の皆さんにはその辺のところをしっかりと管理するように伝えてください。それでよろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。4番、5番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第55号の6は、譲渡人の2人が農地を譲受人に、譲受人は太陽光発電設備をつくられるんですけど、その方に譲り渡されるという、転用するという申請でござ

ざいます。

現地確認を9月10日、事務局2名と、石川小委員長と私の4名で行いました。また、関係者への聞き取りを、9月13日の午後、行いましたので、報告いたします。

資料は、59ページから66ページまでです。場所は、59、60ページを御覧ください。

—————から—to—————mの位置です。この件も、やはり、出張所が移転するまでの駆け込みのようです。

地番、—————の方は、去年のパトロールのときに、後に荒れているのでどなたかに貸してくだされませんかという話をしに行きました。そのときに、もう既に太陽光の順番待ちだという話を聞きました。—————の方は、先月、太陽光で出ておりまして、———に住んでいらっしゃる、耕作が不可能だということで、今回、先月の分と一緒に売られるということです。

会社の担当の方と—————ともお話しはしたんですけど、周囲は水田であるためにパネル側の、図面から見るとちょっと低くなっております。わざわざ低くしてあるそうなんですけれども、草丈が随分高くなる地域なので、草刈りには十分注意してください、それから溝掃除もきちんとお願いしますねということを伝えました。

そして、そばの道は生活道ですので、朝夕、通行が多くて、小学生などの通学路となっており、地元の人に迷惑のかからないようにお願いしますということも言いました。

また、特に一人の方のほうは、—————の方は—————ですので、これまでも管理不行きだったので肩身の狭い思いしていらっしゃると思うんですけれども、今度、太陽光になりますと、この辺り、ちょっとないもんですから、いろいろと不都合なことが起きますと本当に本人も困られますので、その辺りを約束事はきちんと守ってくださいよということは伝えました。

—————には、先月と一緒にですので、町のそばの土手の草刈りなどもまだしていなかったのので再度伝えましたところ、「えっ、まだされていませんか」という感じで返事をされて、私たちも今、パトロール中なので、もうしっかり見させてもらっていますということを伝えまして、—————も、早速すぐに連絡いたしますということでした。

隣接地の承諾状況は66ページにあります。自治会長さんも、先月の件の中で出ております。御覧のとおりです。以上でございます。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。67ページを御覧ください。議案第55号の7は、譲渡人に一人分、
———m²の農地を譲り受けて、再エネルギーの発電設備に転用し、太陽光発電設備をつくろ
うとする申請です。

9月11日の15時30分に、事務局お二人と松永さんと私の4人で現地を確認し、また、藤井
会長は別の日に確認されました。

現地は———から———に———mぐらいのところにあります。69ページ、この地を
現地確認したとき、草木が茂り、一筆の区分がつかないほどでした。区分がちょっと分かりにくか
ったです。周囲にも太陽光の設置がたくさんありました。

ヒアリングも9月13日午後、譲受人と電話で話し、「年2回と言われましたが、2回じゃちょ
っと少ないんじゃないでしょうか」ということを申し出ましたが、「じゃあ3回は草刈りをします
ので」ということで、その他の管理名義の件とか隣接土地所有者の承諾の件も問題ありませんとの
ことでした。

一名のうちのお一人に譲渡人の方からも現状の様子を伺ったところ、本来ならば農地として使っ
てほしいのだが、金銭的な問題となると太陽光のほうが価格が高値なため、太陽光へと流れている
のが現状だということです。本来ならば、農地として本当は使ってもらいたいというのが皆さんそ
れぞれの思いだそうです。

これらの農地は、第2種農地集団農地面積2.9ha、いずれの法令にも該当しない農地です。ま
た、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断いたしま
す。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いいたします。

○9番 9番、松田です。

それでは、議案第55号の8は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光へ転用するということでの申請
です。現地確認を9月10日に、倉重委員と事務局2名で行いました。現地は———の—
—約———mのところにあります。資料は75ページからです。

譲渡人は、———、もう耕作が困難であるということで、太陽光へ売りたいということでこ
ういうことになりました。周りは家と、資料77ページにあります現地の北側、雑種地となってい
ますが、ここはもう太陽光となっておりまして、周りに農地はありません。

それで、今回の申請となりましたので、皆様に御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第55号の9は、——農地を借りて農家住宅を建築したいとする案件です。

9月10日に事務局と現地確認をして、その後、聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、——の近くにあります。受け人は、——の月例総会で皆さんの承認を得て使用貸借にて農地を取得しました。現在、議案書に書かれている——、——に住んでいて、——、——本格的に営農の勉強をしたいということです。地元委員としては、——農家を見守っていきたいと思います。報告は以上です。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、議案第56、57、58号を一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明します。議案書は6ページからです。

議案第56号は、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第19条農用地利用集積計画の広告についてで、令和6年9月26日公告予定の利用権設定が3件提出されております。

この件の集積面積は5,607m²で、利用権の内訳は所有権の移転が1件、使用貸借権の設定が2件です。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第57号基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第19条の規定による、農地中間管理権の取得、議案第58号農地中間管理事業法第18条7項、農用地利用集積等促進計画の公告について御説明します。

議案書は8ページからです。

議案第57号、58号につきましては、県で公告予定の利用権設定が1件、———に係る利用権の期間延長が23件になります。

農地の集積面積は51万7,604m²です。こちらは新規が1件、更新が23件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第57号で山口農林振興公社が借り受けた農地の全てを、議案第58号によって貸付けを行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見、御説明があるという方はよろしくお願いいたします。何かございませんか。どうぞ。

○16番 16番、原田です。これ、58号の10ページから33ページまで、全て———の期間延長の案件、公告なんですけれども、なぜこれだけこういうことをしたかという、農地中間管理機構のほうから契約が23件といいますか、23ほど契約の期間がバラバラになっておりました。筆数が約———筆。

要は、農地中間管理機構側からすれば事務手続が非常に煩雑で大変だということと、———のほうからすれば、契約の終了日がばらばらで、その都度、地権者との契約を執行しなければならないということで、今回、非常に簡便な方法で、契約の期間を———延長で、全て令和16年11月30日に———契約を統一しております。

そういうことで、今回、まとめてこういう形で公告が出されたということになります。簡単ですが以上です。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、私のほうから、契約を更新、延長されたということですから、ここに書いてある金額は見直しはされなかったということですね。

○16番 今回、中間管理機構の条件が現行の契約、同一契約での延長というのが条件になっていた、その点については、今年の通常総会の中で、令和7年度から全て一律———円ということで、組合員、地権者からは承諾を取っていますので、この中間管理機構との契約は従来の契約で、一部これ———円というのが最後のほうにあるんですけれども、これはその前の段階で契約を更新していたので———円ということです。そのほかは今、全部———円なんですけれども、これは令和6年度まで、令和7年度からは通常総会での決議に基づいて———円ということになります。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。大変厳しいですから、どんどん変わっていくんでしょうけども、ちなみにこれ、——、最初は幾らが一番高かったんですか、一番高い時期。

○16番 スタート——円です。——円でスタートして、平成25年か6年だったと思うんですが、そのときに——円下げて——円ということで、たしか、この契約で一番多いのは平成26年4月からの分が——筆あるので、このときに——円に変えています。それ以降の契約は全て——円ということで、一年前にちょっと見直しをしようということで、令和6年の最初に契約更新を迎えたところから——円にしていたんですが、今回、この公告では——円となっているのは、中間管理機構が現行条件でないと駄目だということだったので、契約の延長と金額の変更は同時には駄目ですよということだったので、別途総会で決議を取ってくださいということです。

○藤井会長 ありがとうございます。賃料の関係なんだけど、ここで今、56号の一番上、——の件ですけども、新規就農で頑張っておられる人たち、これは一万円というのは結構高いような気もするんですけども、これは従来どおり、この値段で行っているということでもよろしいですか。地元委員さん、何か分かりますか。

○11番 11番、池田ですが、金額のことについては分かりませんが、ブドウ栽培をやると。売り手と買い手の協議で決まったんだと、確かに割高、一般的には高いという気もしますが、やっぱりそこを欲しいというのと、契約の中身については分かりません。

○藤井会長 分かりました。

○11番 それと、今の大きい農地中間管理機構で私、今年、入ってきたんですけど、10名ぐらい契約しています。今は、私らが間に入ったり、地権者、所有者のところに行って、中間管理機構との契約をする。それで、受入は中間管理機構と契約してもらおう。農林水産振興課、入っているんですけど、10年先にですね、ちょっと皆様は、もうほとんど、相続にかなりあれなんですけど、亡くなられた、高齢者の方がかなり多いです。

だから、10年先に契約が満了になったとき中間管理機構はどこまで、いわゆる借受人が相続人を調べることはできませんから、そのときに契約が大変なんじゃないのかと思うんですけど、大変じゃないんですか。

自動更新というのは、割とスムーズに契約が切れますからしてくださいと投げかけられたら本人も困ると思うんですけど。

○藤井会長 事務局、その辺のところ、何か分かります。

○事務局 やはり、期間が来たら手続は自動ではないとは思いますが、その所有が不明農地とかがいろいろ問題になっていますので、そのあたりで手続きいただける方がいなく、所有者のほうがいなくて、担い手がちゃんと耕作してくださる状況があるということであれば方策があると思い

ます。所有者不明農地ということで、手続ができる場合がありますので、その手立てを打っていくようになるのかなと思います。

○藤井会長 —————さんは、何かそういった事例はありませんか。更新のときに、所有者が…
…。

○16番 今回の—————は自動ではなくて、今回の案件については全て令和16年に統一するということで、契約の更新手続を簡素化したということだけで、今回、中間管理機構のほうは、要はちゃんとした契約の更新時に更新ではなくて、総会で決議を取ったので令和16年まで同一条件で延長しますよという文書を中間管理機構と農事組合法人の連名で地権者に全部書類を送って、それに署名して返してもらったんです。

そのときに、現行の契約者とはみんな10年ですから、当然、亡くなる可能性も非常にあるということで、全ての地権者に第三者といいますか、自分の子供なり、そういった次の代は誰になるかという表をできるだけつけてくださいという書類を同封して送っていました。

要は、現行の契約者が亡くなったときに、中間管理機構も誰に連絡していいか困るということで、今回はそれを全部、できるだけ書いてくださいということで、一応確認したら、書いてない人はほとんどなかったです。

だから、今までは地権者が亡くなるとよく電話がかかってきて問合せがあったんですけど、恐らくそれは逆にもうなくなるだろうと思うんです。—————
—————
—————

○藤井会長 ぜひ参考にしてください。

それで、今の件ですけど、これはちょっと中間管理機構のほうにも確認されたほうがいいと思うんですけど、今、防府市には中間管理機構の推進員として、台道の林さん、小野の森重豊さんが推進員ですので、ぜひそちらの方に聞いてみられて、対応の仕方を協議されたいと思います。お近くですので、ぜひそちらに相談されてみてください。

よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第56号、57号、58号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、56、57、58号承認いたします。

続きまして、議案第59号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は34ページから、資料は別冊となっております。

議案第59号は、非農地判断についてで、今回提出された件数は2件です。20筆で1万3,059.99m²です。

受付番号1は——、設定番号2は——です。現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地で、非農地と判断するものです。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、59号の1、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案59号の1は、非農地判断についてです。

現地確認を、8月19日、事務局2名と、内田農地利用最適化推進委員と私の4名で行いました。場所は——、——の——です——mから——mのところですよ。

議案書は1ページからございまして、2ページを御覧になっていただきたいんですが、㊸と書いてある、あの下にあるのは、太陽光発電ですね。そしてその右側と左側、——と——、これはため池です。大きいほうは——というところのようです。

そして、真ん中にちょっと下に白っぽくなったところがあると思うんですが、——、——、——、これは現在、畑をつくっていらっしゃいます。そのあとはほとんど耕作放棄地でございます。

今回、1番から13番までが対象地で、現況は3ページから、写真が載っておると思いますが、3ページ、4ページ、ずっと行って9ページまでです。このように、木とか竹、あるいはカズラがずっと密集しておって、農地として復元するのは非常に無理だというふうに思います。

今回、対象になってないのも少しあるんですが、まあ、早かれ遅かれこういう状況になるんじゃないかというふうな気がしております。こういう状況ですから、非農地にするのはやむを得ないかなというふうに思います。皆様方の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見がある方、をお願いします。

ここは、——に組み入れられたところですよ。——に。

○14番 ちょっと、そこまで確認はしておりません。

○藤井会長 ここはもう、外れているんですかね。どうなんですか。これ、——の周りですよ。分かりました。よろしいです。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決します。59の1、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。では、59の1番、承認いたします。

続きまして、59番の2、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、貞平です。59の2の地図を見てください。59の2、——のちょっと一側のほうです。山のほうです。その次は、4つ筆があります。これは、進入路がなくて現地確認を行っていません。航空写真で判断しているというような状況です。

現状は、周りが山の中にあり、既に雑木、竹が茂っており、森林の様相を呈しており、周囲の山林と一体となっている状況であります。農地に復元するには、物理的な条件整備が著しく困難な状況であり、ついては非農地と判断することが適当であると考えます。

この辺りについては、令和3年から5年まで非農地判断をしておったんですが、この分が漏れておったということです。皆さんの審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。59号の2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、59号の2番、承認いたします。議案審議は以上で終わります。

報告事項が56号から62号までございます。目を通していただいて、御意見があればお願いいたします。ございませんか。

私のほうからちょっと事務局に聞きたいんですけど、報告事項の61号で、農事所有適格法人の報告で、———というのはどんな状況になっているんですか。これ、———がかなり大きいと思うんですけど。

皆さん、御承知のようにこれ、———の事案ですので。把握できないなら結構です。

○事務局 ———、———、———
で、———、———だったり、———と
いうのが———になっています。

○藤井会長 地元委員さん、何か現況、分かりませんか。今、———で何をされておるか。分かれば教えてください。分からなかったらまた、何かの機会に。

たしか、最初のときにはレモンを植えるとか、ニワトリを飼うとかいう話じゃなかったですか。分からないようだったら、また何かのときにちょっと確認してみてください。

先ほど言いましたように、———ですので、どういう状況かも少しは把握しておかなくちゃいけないかなと思います。ただ、なかなか敷地内に立ち入ることは難しいと思いますので。

○事務局 お待たせしてすみません。前年度の冬に、———の、———
———あったときの数字の報告だったんですが、今回は———
———の農業関連事業収入があるということで、———の収入が
入っています。———ということになっているようです。な
ので、この———ということで、———のも
のとなっています。

今年の冬に、年明けぐらいにちょっと私、現地、———のほうに行く機会がありまして、場
所を見させていただくと、———、一般的、今言われている———ではなくて、
この———みたいな感じで建てられたここは、———
がありました。そこの———の下でレモンだとか果樹を育てられていました。比較的、まだらには植
えてありました。そこの———とも話ができましたし、非常にきちんと営農されている感じでは
ありました。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。———というのがありますね。これ、———だけで———
一、こんなに上がるの。ちょっとびっくりした。

○藤井会長 事務局、説明できますか。

○事務局 今期報告の———円の中の内訳には、———だったり、———
———など———円程度の収入も含まれています。

○藤井会長 これって、———のあれかね。

○事務局 ———になります。

○藤井会長 代表、誰だったっけ。代表者。

○事務局 代表者は、———という方になります。

○藤井会長 ———じゃないんだ、———さん。だから、———にしたら経営面積のところが全然あれなんだ
けども、農地がないんだけども。

○事務局 これが、あくまで防府市での経営面積になりますので、———につきましては、———でされ
ていると思われます。

○藤井会長 分かりました。だから、そんなにはないんですよ。あるとしたら、———が入っている
ということでしたので、———だと思います。

○6番 じゃあ、ちょっと確認できますか。———の経営面積ってどのぐらいされているか。まさか
———haということはないと思うんです。

○藤井会長 そんなもんじゃないですかね。

○6番 そんなもんですか。

○藤井会長 確認しておいてください。

○6番 いや、そんなものであれば、すごく売上げが少ないはずなんです。今、おっしゃった売却収入とかで、————円でもちょっと計算が合わないかなと。————だったら、ぱっと考えて————万円ぐらいでしょう。

○藤井会長 ちょっと確認しておいてください。

もう1つ、これ————がここに入っていると言われましたけれども、基本的にここを————はのけて記入する欄じゃないですか。

○事務局 それについても、あわせて確認のほうをさせていただきます。

○藤井会長 お願いします。ほかに何かございませんか。どうぞ。

○11番 11番の池田ですけれども、————ですか。報告書提出年月日が令和8年になっています。これはいいですか。5年ですか。

○事務局 申し訳ございません。令和6年です。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で、議案審議を閉じたいと思います。

午後3時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 9月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員